

栃木市農業委員会総会議事録

令和6年5月23日

栃木市農業委員会事務局

栃木市農業委員会総会

開催日時 令和6年5月23日(木) 午後3時

開催場所 栃木市役所本庁舎3階 正庁

出席委員

1 若色 昭松	2 高際 英明	3 五十畑 節子	4 正田 秀雄
5 長 明美	6 小林 真理子	7 柴 賢一郎	8 平本 勲
9 渡邊 昭男	10 狐塚 正直	11 田中 健一	12 山崎 幸行
13 大谷 朗	14 泉田 裕美	15 川嶋 房代	16 川田 久子
17 荒川 則夫	18 石塚 一彦	19 大塚 幸八	20 佐山 耕基
21 生澤 良一			

欠席委員 なし

農業委員会事務局職員

事務局長	石川 徳和	次長兼農委総務係長	高久 完治
次長補佐兼農地調整係長	小松原 雅人	主 査	田沼 篤
主 査	佐藤 真沙人	主 任	岡 剛伯

会議事件

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号	農地法第4条の規定による許可申請について
議案第3号	農地法第5条の規定による許可申請について
議案第4号	農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画の策定 (利用権の設定)について
議案第5号	農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画の策定 (所有権の移転)について
議案第6号	農地中間管理事業の推進に関する法律により市が作成する農用地利用集積等促進計画案に対する意見について
議案第7号	推進委員等の最適化活動の点検・評価について
報告第1号	農地法第5条の規定による許可の報告について
報告第2号	農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書の専決処理の報告について
報告第3号	農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の専決処理の報告について
報告第4号	農地法第18条第6項の規定による通知受理状況の報告について
報告第5号	使用貸借契約解約通知書受理状況の報告について
報告第6号	農地改良事前協議の報告について
報告第7号	現況確認願の報告について

開会の宣言

事務局長

それでは、ただ今から、令和6年5月栃木市農業委員会総会を開会いたします。若色会長よりごあいさつをお願いします。

(会長あいさつ)

事務局長

ありがとうございました。

ただ今の出席委員は21名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。それでは、総会規則第5条により、議事の進行は若色会長をお願いします。

議事録署名

議長

それでは、これより議事に入ります。

まず、日程第1の議事録署名委員の指名を行います。

栃木市農業委員会総会規則第18条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長

それでは、議事録署名委員は、18番石塚一彦委員、19番大塚幸八委員をお願いいたします。

会議書記指名

議長

日程第2、会議書記の指名を行います。本日の会議書記には、事務局職員の佐藤真沙人氏と岡剛伯氏を指名いたします。

議 事

議長

それでは、日程第3の議案審議に入ります。

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を、議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

岡主任

議案書2ページをご覧ください。

今月の申請は、所有権の移転が8件ありました。申請者、土地の表示等については記載のとおりです。

1番については、境界線画定により贈与にて取得する申請です。

譲受人は、箱森町を中心に米を作付しています。

申請地でも米を作付する予定です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

2、3番については、営農の効率化のため、双方の土地を交換により取得する申請です。

譲受人は両者、皆川城内町・大皆川町を中心に米などを栽培しています。

お互いの自宅や営農エリアの近い申請地でも米を栽培する予定です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

4番については、空き家に付属する農地を売買により取得する申請です。

譲受人は、申請地の北側に地続きの空き家と併せて売買契約を結んでおります。

申請地では、大豆・杣干し・ゆめし・ジャガイモ・大根等を作付する予定です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

5番については、経営規模拡大のため、既に借りている農地を売買により取得する申請です。

譲受人は、西方町金井を中心に米、ニラ等の栽培を行っております。

申請地でも、米を作付する予定です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

6番については、経営規模拡大のため、農地を贈与により取得する申請です。

譲受人は西方町真名子を中心に米の栽培を行っております。

申請地でも、同様の作物を作付する予定です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

7番については、経営規模拡大のため農地を売買により取得する申請です。

譲受人は、大平町榎本を中心に米の栽培を行っております。

申請地でも、米を作付する予定です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

8番については、経営規模拡大のため農地を売買により取得する申請です。

譲受人は、都賀町家中を中心に小麦の栽培を行っております。

申請地でも、同様の作物を作付する予定です。

なお、農地の所有者は、死亡しておりますが、相続人が不在でありますので、裁判所からの選任を受けた相続財産清算人が財産の処分を行うこととなっております。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

以上8件の申請につきましては、法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。ご審議よろしくお願いいたします。

議長

ただ今の事務局の説明に関連して、事前調査委員長から調査の結果をお願いします。北部調査委員長をお願いします。

北部調査委員長
(狐塚委員)

今回の北部調査委員長の10番狐塚です。

今回は私と7番柴委員、20番佐山委員の3名と事務局2名で、2日水曜日に事前調査を行いました。それでは調査の結果を報告いたします。

今回北部は、所有権移転の申請が6件ありました。

書類審査および現地調査を行いました。申請書類に不備はなく、現地の状況等も確認した結果、特に問題はないと思われるため、許可することが妥当であると考えます。

以上が調査内容の報告であります。皆様のご審議よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございました。南部調査委員長をお願いします。

南部調査委員長
(生澤委員)

今回の南部調査委員長の21番生澤です。

今回は、私と14番生澤委員、18番石塚委員の3名と事務局2名で、21日火曜日、事前調査を行いました。それでは調査の結果を報告いたします。

今回南部は、所有権移転の申請が2件ありました。

書類審査および現地調査を行いました。申請書類に不備はなく、現地の状況等も確認した結果、特に問題はないと思われるため、許可することが妥当であると考えます。

以上が調査内容の報告であります。皆様のご審議よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございました。

これより、質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。

平本委員	<p>8番平本です。</p> <p>8番の案件についてですが、譲受人は居住地の都賀町から取得地まで通って耕作するのですか。以前許可した案件で、同様に離れた居住地の耕作者が、取得した農地を耕作放棄地にした例があります。</p>
岡主任	<p>譲受人は経営面積30haを超えますが、その農地は1か所に集中しておらず、広範囲において耕作しています。その範囲を考慮すると、今回の取得地まで25分程度の経路に関しては、問題ないと思料します。</p>
荒川委員	<p>17番荒川です。</p> <p>平本委員の質問に同意です。私の周りでもそのような事例があります。要望として、今回の譲受人に管理等をしっかりと行うように指導してもらいたいです。また農業委員会としても、耕作者の居住地と耕作地が近くなるようなマッチングに努めてもらいたいです。</p>
岡主任	<p>要望として伺い、3条許可申請書交付時に農業委員会として管理等の徹底を指導します。</p>
議 長	<p>他にございますか。</p> <p>(発言なし)</p>
議 長	<p>発言がないようですので、採決いたします。</p> <p>議案第1号について、原案のとおり許可することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議 長	<p>異議なしと認め、議案第1号は、原案のとおり許可することに決定いたしました。</p>
議 長	<p>次に、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。</p>
佐藤主査	<p>議案書の5ページをご覧ください。</p> <p>今回は、1件の申請がありました。申請者・土地の表示等については記載のとおりです。</p> <p>1番については、農家住宅敷地拡張の転用です。地図は1ページです。</p>

申請地は、農家住宅敷地として利用されており、農業用倉庫、納屋が建築されております。今般、農地購入の相談を受け、自宅敷地内を精査したところ、当該地が農地であることが分かりました。

本申請は、3条許可申請7番の農地取得に伴い、敷地を整理するため是正の申請となります。農地法の許可を得ず住宅敷地としてしまったことについては申請者の始末書が添付されております。

農地の区分は、農地の広がり10ha以上の第1種農地ですが、既存施設拡張の例外規定に該当します。

取水、排水は無く、雨水は自然浸透です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

以上1件の申請については、他法令の許認可の見込み、事業の確実性等も問題ないもと考えられます。以上で説明を終わります。ご審議よろしくお願いいたします。

議長 　　ただ今の事務局の説明に関連して、事前調査委員長から調査の結果をお願いします。南部調査委員長お願いします。

南部調査委員長
(生澤委員)

今回南部は、農家住宅敷地拡張の申請が1件ありました。

書類審査及び現地調査を行いました。申請書類に不備はなく、許可基準を満たしており、周辺農地への影響はないと思われるため、許可することが妥当であると考えます。

以上が調査内容の報告であります。皆様のご審議よろしく申し上げます。

議長 　　ありがとうございました。ここで地元委員の意見を伺います。番号1番について、17番荒川委員お願いします。

荒川委員

17番荒川です。

1番の案件ですが、事務局および調査委員長の説明のとおりです。特に問題ないと思われまますので、ご審議よろしく申し上げます。

議長 　　

ありがとうございました。

これより、質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

議長 　　

発言がないようですので、採決いたします。

議案第2号について、原案のとおり許可することにご異議ござい

ませんか。
(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、議案第2号は、原案のとおり許可することに決定いたしました。

議長 次に議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

田沼主査 議案書の7ページをご覧ください。
今回は、5件の申請がありました。申請者・土地の表示等については記載のとおりです。

1番については、一般住宅への転用です。地図は2ページです。
事業計画者は、市外のアパートに夫婦と子供の3人で居住しておりますが、現在の住居では手狭であることから、住宅の建築を計画しました。夫婦の勤務先への距離を考え、申請地を建築地として選定しました。

農地の区分は、栃木県下都賀庁舎から1km以内(宅地率40%超)以内の第2種農地であり、集落に接続するため許可基準に該当します。

取水は上水道、排水は市道側溝、雨水は自然浸透です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

2番については、駐車場の転用です。地図は3ページです。
事業計画者の機構再編により、現栃木地区営農経済センターは都賀地区及び壬生地区と統合し、北部営農経済センター【令和5年9月】となりました。また、施設の集約に伴い、現在駐車場として利用しているスペースにトマトの集荷センター【令和6年1月】を増築しました。これにより、増員となりました職員やスタッフの駐車場を新たに整備する必要が生じたため申請に至りました。防犯上の理由から、既存敷地の隣接地であることが条件であり、申請地を事業計画地としました。なお、現在は昨年の一時的転用地【令和5年7月27日許可】で駐車を確保しております。

農地の区分は、農地の広がり10ha以上の第1種農地ですが、既存敷地の2分の1以内の拡張であることから、不許可の例外規定に該当します。

取水、排水は無く、雨水は自然浸透です。スクリーンをご覧ください。

い。

(写真説明)

3番については、農業用施設への転用です。地図は4ページです。事業計画者は、新規就農者であり、隣接地において二つを作付けする農業者であります。今般農業を営営するにあたり、農業用作業所の施設を保有していないことから、農業用機械及び農具を保管する土地及び作業所を確保するため申請に至りました。

農地の区分は、農地の広がり10ha以上の第1種農地でありませんが、農業用施設の例外規定に該当します。

取水は上水道、排水は無く、雨水は自然浸透です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

4番については、一般住宅への転用です。地図は5ページです。事業計画者は、市内の実家に両親と妻、子供3人で居住しておりますが、手狭であることや将来の生活を見据え、住宅の建築を計画しました。申請地は親の所有する土地であり、現在の生活環境を継続できるよう隣接農地を建築地として選定しました。

農地の区分は、農地の広がり10ha未満の第2農地でありませんが、集落に接続するため許可基準に該当します。

取水は上水道、排水は敷地内処理、雨水は自然浸透です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

5番については、一般住宅新築工事用進入路への一時転用です。地図は6ページです。

事業計画者は、市内の隣接地する実家で居住しておりますが、子供の成長に伴い、現在の家屋では手狭であることから実家敷地内に、住宅の建築を計画しました。本申請は、住宅敷地は宅地ですが、建築のための大型車両の進入が困難であることから、隣接する農地の一部に鉄板を敷き、進入路として利用する計画です。

農地の区分は、農用地区域内の農地ですが、一時転用であるため、不許可の例外規定に該当いたします。

取水、排水は無く、雨水は自然浸透です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

以上5件の申請については、他法令の許認可の見込みや資金計画

の妥当性等により転用の確実性も問題はないと考えられます。なお、2番の案件については面積が30アールを超えるため、県の常設審議委員会に意見を求めます。ご審議よろしくお願ひいたします。

議 長 　ただ今の事務局の説明に関連して、事前調査委員長から調査の結果をお願ひします。北部調査委員長お願ひします。

北部調査委員長
(狐塚委員) 　今回北部は、一般住宅が2件、駐車場敷地拡張が1件、農業用倉庫が1件、一般住宅新築工事用進入路が1件、合計5件の申請がありました。

書類審査及び現地調査を行いました。申請書類に不備はなく、許可基準を満たしており、周辺農地への影響はないと思われるため、許可することが妥当であると考えます。

以上が調査内容の報告であります。皆様のご審議よろしくお願ひします。

議 長 　ありがとうございました。ここで地元委員の意見を伺います。番号1番について、5番長委員お願ひします。

長委員 　5番長です。

1番の案件ですが、事務局および調査委員長の説明のとおり、特に問題はないと思いますので、皆様のご審議よろしくお願ひします。

議 長 　番号2番について、11番田中委員お願ひします。

田中委員 　11番田中です。

2番の案件ですが、事務局および調査委員長の説明のとおりです。特に問題はないと思いますので、ご審議よろしくお願ひします。

議 長 　番号3番から5番について、1番若色より報告いたします。

事務局および調査委員長の説明のとおりです。3番については、新規就農者が二つを調整するための倉庫です。4番は分家住宅の申請です。5番は大型車両が入れないため、進入路として利用します。特に問題はないと思いますので、よろしくお願ひします。

議 長 　これより、質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願ひします。
(質疑なし)

議 長 　発言がないようですので、採決いたします。

議案第3号について、原案のとおり許可することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、議案第3号は、原案のとおり許可することに決定いたしました。

なお、2番案件については、30アールを超えますので、県農業会議常設審議委員会に意見を求め、許可相当の回答を受理した後、許可することといたします。

議長 次に、議案第4号「農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画の策定（利用権の設定）について」を議題とします。新規、再設定併せて121件の利用権の設定であり、事務局の説明は省略します。

ここで議案の中に新規就農者による利用権設定の案件がございますので、地元委員から報告いただきます。

16ページの番号72番について、17番荒川委員お願いします。

荒川委員 17番荒川です。

72番の借人ですが、来月より大平町榎本でいちご作りを始めます。今月10日面接をして、新たに栃木市の農家の仲間になることとなります。皆様のサポートをよろしくお願いします。

議長 ありがとうございます。

これより、質疑に入ります。発言のある方は、挙手をお願いします。

(質疑なし)

議長 発言がないようですので、採決いたします。

議案第4号について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、議案第4号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

議長 次に、議案第5号「農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画の策定（所有権の移転）について」を議題とします。県農業振興公社の関する2件7筆、約134aであります。事務局の説明は省略します。

- 議 長 これより質疑に入ります。発言のある方は、挙手をお願いします。
(質疑なし)
- 議 長 発言がないようですので、採決いたします。
議案第5号について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。
(異議なしの声)
- 議 長 異議なしと認め、議案第5号は、原案のとおり承認することに決定いたしました。
- 議 長 次に、議案第6号「農地中間管理事業の推進に関する法律により市が作成する農地利用集積等促進計画案に対する意見について」を議題とします。事務局の説明は省略します。
- 議 長 これより、質疑に入ります。発言のある方は、挙手をお願いします。
(質疑なし)
- 議 長 発言がないようですので、採決いたします。
議案第6号について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。
(異議なしの声)
- 議 長 異議なしと認め、議案第6号は、原案のとおり承認することに決定いたしました。
- 議 長 次に、議案第7号「推進委員等の最適化活動の点検評価について」を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。
- 高久次長 本日配布した別紙様式5とある資料をご覧ください。この別紙様式5は一言で言うと令和5年度目標に対する振り返りです。
昨年5月の総会で目標設定について全体会議で決定しましたが、振り返りは実施結果について総会で審議するという事になっており、ご審議いただきたいものです。
評価は農業委員会全体のものと農業委員と推進委員個人の2種類あります。
まず栃木市農業委員会の評価は、2ページから4ページまでの成果目標と5ページから6ページの活動目標の達成状況で決まります。さらにその点を8ページの適用方法の表に基づき点数を付けた

で合計したものが評価となります。成果目標については農地の集積、活動強化月間の設定と、新規参入相談会への参加の2項目あります。

まず2ページの農地の集積ですが、51.3%の目標に対し48.5%の実績で94.5%の達成率で2点となります。遊休農地の発生防止・解消は19haの目標に対して4haの実績ですので21.2%の達成率で1点となります。新規参入の促進は33.9haの目標に対して6.8haの実績ですので20.2%の達成率で1点となります。

以上、成果目標については合計で4点となります。

活動目標については活動強化月間の設定と、新規参入相談会への参加の2項目あります。活動強化月間3か月以上行うという目標については1点、新規参入相談会に1名以上の参加と言う目標について対し1点という目標達成状況です。

成果目標の農地の集積3点、遊休農地の発生防止・解消1点、新規参入の促進1点、と活動目標の強化月間1点、新規参入相談会1点をあわせ計7点で、期待通りの結果が得られたという評価になります。

次に推進委員等の点検評価は、資料の5ページのとおり委員21人、推進委員35人が評価の対象となります。

個人についても成果目標と活動目標に対しての達成状況というものになります。点検評価一覧表をご覧ください。

まず、成果目標については市の成果目標を地域ごとに按分してある個人の目標とした達成率になります。

活動目標については資料の5ページにある一人当たりの栃木市の月平均8回という目標に対する達成率、目標②の国の定める活動日数に対する達成率の2つで評価されます。成果目標の点数と活動目標点数の合計でAからDがついています。

以上が個人評価の説明となります。委員会評価、個人評価とあわせてご審議よろしく申し上げます。

なお、個人評価については10ページにある様式3で6月の総会資料とともに委員個人にお伝えすることになっております。

説明は以上です。皆様のご審議よろしく申し上げます。

議 長 これより質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。
(質疑なし)

議 長 発言がないようですので、採いたします。
議案第7号について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。
(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、議案第7号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

議長 次に日程第4報告事項に入ります。
報告第1号から、報告第7号までを一括報告とします。事務局の説明は省略します。

議長 報告事項について発言のある方は、挙手をお願いします。
(質疑なし)

議長 発言がないようですので、報告事項を終わります。
以上で、本日の議案の審議並びに報告事項はすべて終了いたしました。その他、皆さんから何かございますか。
(質疑なし)

議長 発言がないようですので、以上をもちまして、令和6年5月栃木市農業委員会総会を閉会いたします。

[閉会 午後3時56分]

議事録を証するため下記署名いたします。

令和6年 月 日

農業委員長 _____ (若 色)

署名委員 _____ (石 塚)

署名委員 _____ (大 塚)